

別表十二(十四)

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

()

別表十二(十四)

平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資 産 の 種 類 及 び 名 称	1					合 計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日	2	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
翌期繰越額の計算						
期首特別修繕準備金の金額	3	円	円	円	円	円
当期益金算入額						
特別修繕費を支出した場合による益金算入額	4					
積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合の益金算入額 (((3)-(4)-(6))と(2)のうち少ない金額)	5					
(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6					
計 (4) + (5) + (6)	7					
差引特別修繕準備金の金額 (3) - (7)	8					
当期積立額	9					
積立限度額の計算						
前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10					
同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11					
(11) - (8) (マイナスの場合は0)	12					
$\frac{\text{当期の月数}}{60 \text{又は} 72}$	13	—	—	—	—	
(11) × (13)	14	円	円	円	円	
積立限度額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15					
積立限度超過額 (9) - (15)	16					円
期末特別修繕準備金の金額 (8) + (9) - (16)	17					
貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	18					
貸借対照表の金額との差額の明細	19					
当期分						
前前期分						
前前期分						
積立期間の終了の日から翌日までは連結事業年度積立期間終了から翌日までの期間						円
平成24年事業年度又は連結事業年度開始の日						円
当期益金算入額の計算						
同上の日における特別修繕準備金の金額	26	円				
$\frac{\text{当期の月数}}{48 \text{又は} 120}$	27	—				
4年等均等取崩金額 (26) × (27)	28	円				
同上以外の場合による益金算入額	29					
当期益金算入額 (((28)+(29))と(31)のうち少ない金額)	30					
繰越額の計算						
当期益金算入額 (30)	32					
期末特別修繕準備金の金額 (31) - (32)	33					
貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	34					
差 引 (34) - (33)	35					
当期積立額	36					
貸借対照表の取崩不足額 (30) - ((36) - ((34) - 前期の(34)))	37					
計 (36) + (37)	38					
前期末における差額 (前期の(35))	39					

「9」欄

特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第57条の8第1項」※1又は「第57条の8第10項」※2

② 「区分番号」欄:「00391」

③ 「適用額」欄:当該別表十二(十四)「9」欄の金額(当該金額が同表「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))

※1 ※2に該当するもの以外

※2 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合